

## ダム管理事務所回線に係る電気通信役務に係る条件付一般競争入札 入札説明書

契約名	ダム管理事務所回線に係る電気通信役務		
提供の時期	契約締結の日から令和8年3月31日までにサービスを開始すること。	履行場所	仕様書で佐賀県が指定する場所。
契約の内容及び入札手続等に関する質問書提出期限	令和7年12月3日（水）午後5時まで	質問書への回答期限	令和7年12月5日（金）までに回答する
入札参加届提出期限	令和7年12月5日（金）午後5時まで		
入札書提出期限 ※郵送する場合	令和7年12月8日（月）午後5時まで	入札の日時	令和7年12月9日（火）午前10時00分

### 1 入札参加届について

- (1) 参加希望者は、公告で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を入札参加届に添付しなければならない。
- ア 入札参加届（様式1） 1部
  - イ 会社概要書（パンフレット等） 1部
  - ウ 誓約書（様式2） 1部
  - エ 担当者届（様式3） 1部
  - オ 電気通信事業に係る登録書、届出書又は報告書の写し 1部
- (2) 入札参加届等の提出は、持参又は郵送による。 1部
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 2 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、「質問回答書（様式7）」を上記の提出期限までに電子メールにより提出すること。

### 3 入札について

- (1) 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。
- ア 参加する資格のない者
  - イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
  - ウ 当該競争入札について不正行為を行った者
  - エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
  - オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

- カ 入札価格の記載において、公告に定める要件を満たさない入札書を提出した者
  - キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
  - ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
  - ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
  - コ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
  - サ 1人で2以上の入札をした者
  - シ 代理人でその資格のない者
  - ス 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 第1回目の開札の結果、落札者がないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。
- (4) 入札執行について
- ア 代理人が入札する場合には、入札前に委任状（様式5）を提出すること。
  - イ 入札を辞退する場合は、速やかに入札辞退届（様式6）を提出すること。
  - ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入を禁じる。
  - エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。
  - オ 入札室には、原則として入札に必要な者以外は入室してはならない。

#### 4 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、入札価格が佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札したものを落札候補者とし、直ちに入札参加資格要件の確認を行ない、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合に落札者とするとする。

#### 5 入札参加資格の確認

公告に掲載している開札日に開札を行い、落札候補者となった者について、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていなかった場合は、入札参加資格要件不適格通知書を別途通知する。

#### 6 留意点

- (1) 本入札の参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。

- (3) 本入札の質問は、9の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

## 7 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。  
(2) 入札保証金 公告に定めるとおり  
(3) 契約保証金 公告に定めるとおり

## 8 その他

翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

## 9 問い合わせ

担当 佐賀県 総務部 行政デジタル推進課 情報監理担当  
郵便番号 〒840-8570  
住所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1-59  
電話 0952-25-7038  
ファックス番号 0952-25-7299  
電子メールアドレス network@pref.saga.lg.jp